

週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領

1 目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。より多くの建設会社が必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気醸成していくことが重要となる。本制度では、週休2日の達成状況に応じた、工事成績の評定を行うことで、多くの建設会社に制度導入を促し、週休2日の定着と働き方改革を推進することを目的とする。

2 対象工事

基本的に、宍粟市が発注する全ての工事を対象とする。

<対象外工事>

- ① 「宍粟市土木請負工事成績評定実施要領」において工事成績評定の対象外となる工事。
- ② 地域の実情等で作業期間に制約があり対応が困難な工事
- ② 現地作業が1週間に満たない工事

※災害復旧工事や終日通行規制工事などで、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外すことができる。

3 実施方法

- ・入札段階(入札公告、特記仕様書)で、週休2日制度の対象であることを明記する。(別紙1参照)
- ・受注者は契約後、現場稼働中の工期[工事着手(現場測量等)前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く]の全ての土曜・日曜を現場閉所(以下「現場閉所」という。)する、週休2日を反映した施工計画書を提出する。但し、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- ・発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- ・受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。

4 工事成績評定

週休2日制度の達成状況に応じて評価する。

(考査項目別運用表:主任監督員・総括監督員の工程管理欄にて評価)

- ※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- ・明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

5 確認方法等

- ・工事現場の現場閉所は受注者から提出のある工事履行報告書により確認する。(別紙2参照)
- ・土曜や日曜に現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。
- ・悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜や日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- ・受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
(日給の作業員の月収が減少する問題があるため。)
- ・現場代理人等(監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐)が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

6 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること
(別紙3参照)

附則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

この要領は、令和8年6月30日以降に公告する工事から適用する。

I 週休2日制度

(1) 入札公告における記載例

本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(2) 特記仕様書の記載例

第〇条 本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。

2 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所を平日に振り替えることを可能とする。

3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕において現場閉所の週休2日を達成した場合に工事成績の評価を行う。

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

4 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。

5 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

別紙2

工事履行報告書

工事名							
工期							
日付							
月別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	休日数				備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C)※2	休日数 (D)=B+C	
			(休日取得率)				/
(記事欄)							

- 休日数は、現場稼働中〔工事着手(現場測量等)前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。
- (D)の日数は、(D)≦(A)となる。

週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例

